

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

1. 計画の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」などについて定めるもので、町では、令和7年から令和11年までの5年間を計画期間とする第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）を定めている。

2. 代用計画を策定する理由

改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が令和8年4月1日に施行され、乳児等のための支援給付（「3. 乳児等のための支援給付の概要」参照）が始まる。それに伴って「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）が改正され、次の事項が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされるため、これらを第3期計画に設定する必要があるが、令和7年9月16日付け国事務連絡において、計画変更の代替措置として代用計画の策定も可能とされたことから、現在、計画期間の第1年度であること、令和9年度に中間見直しによる計画変更を行うことが見込まれることを踏まえて代用計画を策定することとした。

なお、中間見直しにおいては、実施状況を踏まえながら、代用計画の内容を第3期計画に設定する変更も行う予定である。

- 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度の子ども・子育て支援法上の事業名）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

3. 乳児等のための支援給付の概要

保育所等に通っていない6か月から満3歳児未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育の要件の有無に関わらず、保育所や幼稚園等を利用することができるという乳児等通園支援が新たな給付として全国の自治体において実施される。

4. 代用計画の内容について

代用計画においては、次の事項を定めている。

- 令和8年度から令和11年度までの各年度に係る乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

5. スケジュール

11月27日	子ども・子育て会議（第2回）で代用計画策定について審議
12月2日	文教福祉常任委員会協議会へ代用計画策定について報告
令和8年1月中	県との法定協議（令和8年2月6日期限）

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	神奈川県	担当者名	徳江
市区町村	寒川町	電話番号	0467-74-1111 内線150
所属（課・室）	保育幼稚園課	メールアドレス	hoiku@town.samukawa.lg.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		295.		284.		276.		270.		264.
	1歳児		329.		313.		304.		295.		288.
	2歳児		345.		334.		324.		314.		305.
	合計		969.		931.		904.		879.		857.
対象児童数	0歳児		106.		102.		99.		97.		95.
	1歳児		158.		153.		149.		145.		141.
	2歳児		167.		164.		159.		154.		149.
	合計		431.		419.		407.		396.		385.
利用率	0歳児		0.		28.		28.		28.		28.
	1歳児		0.		28.		28.		28.		28.
	2歳児		0.		28.		28.		28.		28.
	合計		0.		84.		84.		84.		84.
（利用者数）	0歳児		0.		29.		28.		28.		27.
	1歳児		0.		43.		42.		41.		40.
	2歳児		0.		46.		45.		44.		42.
	合計		0.		118.		115.		113.		109.
必要受入時間数	0歳児		0.		290.		280.		280.		270.
	1歳児		0.		430.		420.		410.		400.
	2歳児		0.		460.		450.		440.		420.
	合計		0.		1,180.		1,150.		1,130.		1,090.
（必要整備定員数）	0歳児	0.	0.	2.	2.	2.	0.	2.	0.	2.	0.
	1歳児	0.	0.	3.	3.	3.	0.	3.	0.	3.	0.
	2歳児	0.	0.	3.	3.	3.	0.	3.	0.	3.	0.
	合計	0.	0.	8.	8.	8.	0.	8.	0.	8.	0.

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

寒川町

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。